

第7節 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

若者が暮らしやすい まちづくり



1 国の総合戦略…………… P 158

2 浜田市の総合戦略…………… P 159

3 基本目標と基本方向…………… P 161

1 国の総合戦略

国では、令和元(2019)年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、以下のとおり、4つの基本目標と2つの横断的な目標の下に取組を進めています。

また、新たに示された「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」では、新型コロナウイルス感染拡大により、地方への移住に関する関心の高まりやテレワークによる人の流れの変化など、国民の行動が変化している点を踏まえ、「ヒューマン(地方への人の流れの創出、人材支援)」「デジタル(地方創生に資するDXの推進)」「グリーン(地方が牽引する脱炭素社会の実現)」の新たな3つ視点を重点に置いた取組を推進しています。

本市においても、国や島根県の掲げる総合戦略を踏まえ、人口減少の緩和や人口減少に対応した地域社会の構築に向けた地方創生について、引き続き取り組みます。

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策体系



2 浜田市の総合戦略

1 計画の位置付け

本市の掲げる「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき国が策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方版総合戦略として策定するものです。

これまでの「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、平成27(2015)年度から6年間の計画として取組を進めています。令和2(2020)年度の進捗状況によると、個々の取組では、概ね目標を達成しているものの、出生数は目標を下回る結果となりました。

そこで、令和3(2021)年2月には「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」を策定し、「若者が暮らしやすいまちづくり」をキャッチフレーズに、より効果的な人口減少対策と新たな生活様式に向けた取組を打ち出しました。

このたびの「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定では、「出生数」と「若者の数」に重点を置き、「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」で掲げた取組や、「元気な浜田づくり市民委員会」、「中・高校生の地域や将来意識に関するアンケート」等の結果を踏まえ、施策に取り組むこととします。

2 まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

まち・ひと・しごと創生に向けた施策については、国の総合戦略に掲げる以下の5原則に基づき、関係省庁・部局と連携して、総合的に取組を進めます。

1	自立性	民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
2	将来性	一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
3	地域性	地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
4	総合性	施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
5	結果重視	施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、施策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

3 浜田市の目指す長期の目標

これまでの「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、長期の目標を「合計特殊出生率」「社会増減数」「人口」の3指標を掲げ、取組を進めてきました。

また、基準となる数値も、5年ごとに行われる国勢調査を基にした数字としており、毎年の成果が見えにくいものとなっていました。

このたびの改定では、長期目標として「出生数」「若者の社会増減数」「人口」の3指標に見直すとともに、その利用する数値を国勢調査から住民基本台帳へ変更しています。

人口については、前述の人口ビジョンで示したとおり、令和3(2021)年2月に策定した「出会い・結婚・出産・子育て応援プログラム」を中心とした若者が暮らしやすいまちづくりに取り組み、出生数の減少や若者の社会減を抑えることにより、令和42(2060)年に26,900人となるよう、取組を進めます。

長期の目標

出生数	265人(2040年)
20-39歳の社会増減数	▲57人(2040年)
人口	26,900人(2060年)

3 基本目標と基本方向

横断的な目標 **新しい時代に向けた持続可能なまちづくり**

国の総合戦略：多様な人材の活躍を推進する・新しい時代の流れを力にする

数値目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
人 口 (住民基本台帳)	52,145人	47,800人

人口減少が進み、人材不足が予想される中「浜田市協働のまちづくり推進条例」の掲げる「持続可能で元気な浜田」を目指し、地域の枠にとらわれない多様な人材が活躍できる環境づくりや機会の創出に取り組むとともに、性別、年齢、障がいの有無などに関わらず、積極的なまちづくりへの参画を目指します。

急速に進展するAI・IoTなどの新しい時代の流れを的確に捉え、効果的に地域の力として取り入れていくことができるよう、様々な分野においてデジタル化を進めるとともに、持続可能な社会を目指しSDGsの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

■ 総合戦略の基本方向(総合振興計画 施策大綱)

IV-1	地球温暖化対策の推進	P 84
IV-2	循環型社会の構築	P 86
IV-3	環境保全と快適な住環境づくりの推進	P 88
V-3	地域情報化の推進	P 100
VII-1	地域コミュニティの形成	P 122
VII-2	人がつながる定住環境づくりの推進	P 126
VII-3	大学等高等教育機関と連携した地域づくり	P 129

基本目標 1 産業振興と企業立地による雇用の創出

国の総合戦略：稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

数値目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
雇用創出数	0人	20人

若者等の定着やU・Iターン者数を拡大していくためには、賃金水準に加え、多様な働き方や福利厚生
の充実した企業など、安定した魅力ある雇用の場が必要です。

豊かな自然に育まれた農林水産業や商工業などの既存産業の振興、自然・歴史・文化・伝統芸能などを
活用した観光交流の推進、新たな時代に対応し、技術力や生産性が高く、専門的な人材の雇用が見込まれ
る企業誘致などに取り組みます。

また、こうした経済活動を通じて獲得した域外マネーを地域で循環させることが大切であり、地産外商
及び地産地消の取組を推進するとともに、起業や事業承継に対する支援や、中学生・高校生へのキャリア
教育などにより、次世代を担う人材の育成に努めます。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中、コロナ禍で必要な施策を展開すると
ともに、ポストコロナ社会を見据えた柔軟な事業構築に努めます。

■ 総合戦略の基本方向(総合振興計画 施策大綱)

1-1	水産業の振興	P 30
1-2	農林業の振興	P 34
1-3	商工業の振興	P 38
1-4	国際貿易港浜田港を活用した産業振興	P 41
1-5	観光・交流の推進	P 44
1-6	企業立地による雇用の推進	P 47

基本目標 2 子どもを安心して産み育てる環境づくり

国の総合戦略：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
出生数	296人	300人

出生数を増加させるには、子どもを安心して産み育てる環境づくりが必要です。

このため、妊娠・出産・育児期におけるきめ細かい相談支援体制と地域全体で子どもの育ちを支える体制の充実に取り組み、保護者が社会から孤立しない環境づくりを推進します。

また、子どもを持ちたい人が理想とする人数の子どもを持てるよう支援していくことも重要です。そこで、仕事と出産・子育ての両立支援や、子育て家庭への経済的負担の軽減に取り組みます。

■ 総合戦略の基本方向(総合振興計画 施策大綱)

- II-3 子どもを安心して産み育てる環境づくり…………… P 56
- III-2 家庭教育支援の推進…………… P 71

基本目標 3 U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進

国の総合戦略：地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

数値目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
U・Iターン者数の増加	209人	累計840人

※ U・Iターン者数は、島根県人口移動調査の数字です。

定住対策と少子化対策を推進する上では、地域づくりに欠かせない若い世代を中心とした人口の増加が必要です。このため、様々なU・Iターン者受入支援策の充実や浜田の魅力の発信、新婚世帯の経済的な支援により、U・Iターンの促進と定着を図ります。

また、若者が浜田で住み続けたい、または、進学や就職等で一度都会地に出ても、将来は浜田に帰りたいと思えるよう、ふるさとに対する誇りと愛着の醸成に取り組みます。

■ 総合戦略の基本方向(総合振興計画 施策大綱)

- I-6 企業立地による雇用の推進…………… P 47
- III-1 学校教育の充実…………… P 68
- III-3 社会教育の推進…………… P 73
- III-5 歴史・文化の伝承と創造…………… P 79
- IV-4 特性を活かした景観形成の推進…………… P 91
- VII-2 人がつながる定住環境づくりの推進…………… P 126

基本目標 **4** 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくり

国の総合戦略：ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

数値目標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
地区まちづくり推進委員会の組織化	75.8%	90.0%
交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体数の増加	3団体	18団体
自主防災組織の組織率の増加	68.2%	90.0%

活力ある地域コミュニティを形成するため、地区まちづくり推進委員会の取組や、地域の特色や個性を活かしたまちづくりを支援するとともに、地区まちづくり推進委員会が未設立の地区に対しては、地域の実情に応じた組織化への支援を行います。

また、地域の連帯感を深め、地域住民で協力して様々な課題等に取り組むため、町内会への加入を促進します。

高齢者や障がい者等、誰もが安心して暮らせる生活環境づくりのため、市民、事業者及び行政の協働によって利用しやすい持続可能な生活基盤の構築を目指します。

地域における防災力の向上のため、地域防災の中心となる自主防災組織の設立やその活動に対する支援を行うとともに、地域の防災力を支える人材を養成し、「災害に強い、安全で安心な活力あるまちづくり」を目指します。

■ 総合戦略の基本方向(総合振興計画 施策大綱)

II-1	医療体制の充実	P 50
II-2	健康づくりの推進	P 53
II-4	高齢者福祉の充実	P 59
II-5	障がい者福祉の充実	P 62
II-6	地域福祉の推進	P 65
III-4	生涯スポーツの振興	P 76
IV-1	地球温暖化対策の推進	P 84
IV-2	循環型社会の構築	P 86
IV-3	環境保全と快適な住環境づくりの推進	P 88
V-1	道路網の整備	P 94
V-2	公共交通の充実	P 97
V-3	地域情報化の推進	P 100
V-4	充実した都市基盤の整備	P 103
V-5	快適な生活基盤の整備	P 105
VI-1	災害に強いまちづくりの推進	P 110
VI-2	地域防犯力の強化・交通安全対策の推進	P 114
VI-3	消防・救急体制の充実	P 116
VII-1	地域コミュニティの形成	P 122
VII-3	大学等高等教育機関と連携した地域づくり	P 129
VII-4	人権を尊重するまちづくりの推進	P 132
VII-5	男女共同参画社会の推進	P 134